

第十六回国 参議院 法務委員会 會議録 第五号

昭和二十八年六月三十日(火曜日)午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 加藤 徳徳君
宮城タマヨ君
亀田 得治君

委員

小野 義夫君
楠見 義男君
中山 福藏君
一松 定吉君

政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君
法務大臣官 位野木益雄君
房調査課長 中尾 文策君
法務省矯正局長 斎藤 三郎君
法務省保護局長 戸田 正直君
法務省人権 擁護局長 栗沢 一男君
運輸省航空 局監理部長

説明員

最高裁判所長官 鈴木 忠一君
代理人(事務総 局人事局長)

本日の会議に付した事件

- 判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 人権擁護委員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 航空機抵当法案(内閣提出、衆議院送付)

○刑法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(郡祐一君) それでは只今より委員会を開きます。

本日は先ず判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、本院先議を議題に供します。本案につきましては政府の御説明を願います。

○政府委員(三浦寅之助君) 只今議題となりました判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について提案の理由を申し上げます。

この法律は、御承知の通り判事補の職権の特例と裁判官の任命資格の特例とを定めたものであります。今回の改正案は、前国会に提案しましたものと全く同じ内容のものであります。もとの法務官、公正取引委員会事務局の審判官、満洲国の律師等の職にあつた者のその在職年数を一定の条件の下に裁判官に任命されるに必要な職歴年数等に通算しようとするものであります。即ちその要旨は次の六点であります。

第一点は、旧裁判所構成法による判事又は検事たる資格を有する者が、もとの法務官の職にあつたときは、その在職年数を、裁判官の任命資格に関する法定の職歴年数及び職権の制限を受けない判事補として指名されるに必要な法定の職歴年数に通算することができ、第二項の改正規定及び第五条の改正規定の前半の部分は、この趣旨から立案したものであります。

第二点は、旧裁判所構成法による司法官試補たる資格を有し、もとの法務官の在職年数が通算して三年以上になる者の、その三年に達した時以後の在職年数を、裁判官の任命資格に関する法定の職歴年数に通算することができるようになり、新たに第二項の規定は、この趣旨から立案したものであります。

第三点は、旧弁護士法による弁護士試補として一年以上の実務修習を終え、その考試を経た者の、その考試を経た時以後のもの、法務官等の在職年数を裁判官の任命資格に関する法定の職歴年数に通算することができるようになり、新たに第二項の規定は、この趣旨から立案したものであります。

第四点は、旧裁判所構成法による判事又は検事たる資格を有する者が、公正取引委員会事務局の審判官等の職にあつたときは、その在職年数を、裁判官の任命資格に関する法定の職歴年数及び職権の制限を受けない判事補として指名されるに必要な法定の職歴年数に通算することができるようになり、第二項の改正規定及び第五条の改正規定の後半の部分は、この趣旨から立案したものであります。

第五点は、司法修習生の修習を終えた者が、公正取引委員会事務局の審判官等の職にあつたときは、その在職年数を、裁判官の任命資格に関する法定

の職歴年数及び職権の制限を受けない判事補として指名されるに必要な法定の職歴年数に通算することができるようになり、第三項の改正規定は、この趣旨から立案したものであります。

第六点は、弁護士たる資格を有する者が、満洲国の律師の職にあつたときは、その在職年数を裁判官の任命資格に関する法定の職歴年数及び職権の制限を受けない判事補として指名されるに必要な法定の職歴年数に通算することができるようになり、第三項の改正規定は、この趣旨から立案したものであります。

以上申し上げました各職については、その職務の性質上、その在職年数を裁判官の任命又は職権の制限を受けない判事補の指名に必要な法定の職歴年数に通算することができると考へるのであると考へて、これによりまして、裁判官に任命できる者の範囲及び職権の制限を受けない判事補として指名できる者の範囲を拡張し、以て裁判官の充実に資するとともに、人事の交流を一層円滑ならしめようとするものであります。

以上簡単にこの法律案の提案の理由を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程をお願いいたします。

○委員長(郡祐一君) これより質疑に入ります。御質疑のおありの方は御発言を願います。

○一松定吉君 これは何ですか、判事補の採用が現行の法律によればよほど

制限を受けておるために、人を殖やさなければならぬ必要上、かような立法をしなければならぬようになったものと思ふのですが、それはそれでよろしうね。

○政府委員(位野木益雄君) 只今お尋ねの点でございます判事補のほうは、これも御指摘のように補充は必ずしも容易ではないのであります。この法案の趣旨は、判事補よりもむしろ判事のほうの補充が困難なので、そちらの欠陥と申しますか、必要を満たすということを主眼といたしておるのであります。今提案理由で触れられたのであります。第一点第二点以下第六点まで主として裁判所法の四十一条それから四十二条及び四十四条に定める裁判官の任命資格に関する法定の職歴年数に法務官等の在職年数を通算しようとするのであります。これら裁判所法の条文は、最高裁判所の裁判官それから高等裁判所長官及び判事並びに簡易裁判所判事に関するものでございまして、判事補のほうは入つておらないのであります。

○一松定吉君 私どもが実際に携わつてみますと、どうも近頃判事補若しくは検事という方々、若し人々がどうもまだ私どもどうかと思ふよう、平口で言ふと、お粗末な人の数が大分殖えたように思ふのですが、そういうふうな点についてどういふふうな便宜な方法を用ゐることは現状止むを得ないと思つたとしても、もう少し実地の修習等について当局は力を入れ

よりか。その辺はどうなつておりましたか。もうあれは十年前にやつたから、もう一遍やらなきゃならんというよりなことでやつておられるのか、或いは人によつて、あの男は三年前にやつたのだが、もう一遍東京に集めてやつてみようというよりなことでやるのか、そういう点はどうなつておられるか。

○説明員(鈴木忠一君) 十年以上になつておられるの判事については、これは多分三年前くらい前からそういう計画を始めまして、今年で全国の判事が全部一回はそういう研修に参加することになると思ひます。判事については今年で全部一回やるようなことになつておると思ひます。それから判事補については、これは全部の判事補が全部研修をまだしておらないと思ひます。けれども、ただこれと並行いたしました、東京に集めないで、高等管内で集めて研修の機会を与える、これはもう何回もやつております。一、二回にとどまらず、各管内でやつておると思ひます。

それから一番裁判官に対していろいろ註文の多いのは、御承知のように、簡易裁判所の判事でありまして。簡易裁判所の判事は、多いのはもう二回くらい中央に集めてやつております。恐らく二回、多い人は三回くらい来ておられるかも知れません。これもまあその管内の人数によつて、管内の人数が少いところは割合に多く出ておりました。ようし、東京のように多い人は一時にそう多く招致いたしますと、事務のほうに差支えますから、そういう関係で回数が若干少いかも知れませんが、これは殆んど全部やつておられることは間違ひございません。それと同時に

やはり高等管内で年に一回、二回と簡易裁判所判事を集めて、これも判事の場合によつては弁護士のかたなどに来て頂いて研修をいたしておられますから、これは少くとも二、三回ずつはみんな受けておられるような状況であります。

○一松定吉君 全国の裁判官の数は数千人であります。そのうちの一巡り今年で済むということは、いつから始めて今年で一巡り済むのですか、それは全員ですか。

○説明員(鈴木忠一君) 判事については申上げましたのはこれは全員、全部についてでございます。全部丁度今年で三年くらいになると思ひますが、今年中には全部一巡したことになるのです。

○一松定吉君 その裁判官の裁判をする上について、思想方面から非難を受けるような判事もあるように思ひますが、そういう思想方面についてはどういう方法で修習若しくは訓練を重ねておりますか、それを一つ。

○説明員(鈴木忠一君) 思想方面において非難を受けるという御趣旨はよく了解できないのですが……

○一松定吉君 共産党みたようなものですがね。

た者に対する、或いはそういうものに関連した事件は御承知の通りたくさんありますので、その点に対して裁判官としてどういふ態度で臨むべきか。又そういう思想に対してどういふ程度の理解は持つべきかというような観点からして、研修所においてはそういうことをテーマにして外部からそういう思想方面についての講師を招いてその研究を聞くと同時に、法廷においてそういう思想者に対してどういふ一休態度をとるべきか、又裁判所が従来とつていふ態度が果していいか悪いかというやうな反省の機会をお互いが持つという意味でも、いろいろ経験を重ねる上に乗せて批判し合ひ、その批判を聞くというところをやつておられますが、具体的な裁判官についてお前の思想がどうもおかしいから改めろというやうなことは、實際上その必要がある程度のものであるとは思へませんので、そういう個人的な、個人の裁判官に対してどうせい、こうせいというやうな指導はこれではやつておけません。

○一松定吉君 やはり私はこの裁判をする上において、思想上世の中の非難を受けるやうな持主であると、それがやはり裁判の実際の上に見られるのですから、そういう点はやはり何らかの方法によつてこれを監督し若しくは是正するやうなことに思ひます。

○説明員(鈴木忠一君) 終戦後具体的な裁判について、裁判官としてそういう思想を持つておつては困るといふやうな裁判官があつた例がございせんし、具体的なことにございせん。あつたというのを申上げることができません。現在の状態におきましては、やはり最初にも申上げましたように、あまりにかたより過ぎている思想の持主といふことは裁判官たるの資格に疑ひがあることはもちろんでございせんから、そういうやうな行動を具体的にいたした場合には、

最高裁判所としては、やはり司法行政上の監督権の発動をして、司法行政上の面でやはり個人的な監督をするといふことにならざるを得ないと思ひます。

それから所長或いは長官が、法廷のうしろに立つて裁判官の裁判を監督したり、又は思想的方面について注意をせしめたりすることが實際行われているかといふやうなお尋ねでございせんが、これは具体的な裁判について仮に監督者の地位にありましても、具体的に裁判の内容に立入つてあせいこうせいといふことはこれは法律上できないことは御承知の通りでございます。ただ一般論、抽象論として問題になつた場合には、それを取上げて議論をするといふことはございせんけれども、具体的な事件について内容に立入つて云々するといふことは、これは勿論差控えなければならぬことではございせん。ただ外面的に法廷の執務ぶり、仕事ぶりを見るというやうなことは、これは非常にとくさん……例外なく行われているとは申上げられないと存じますが、それは申上げられないと存じますが、それだけの所長、長官等がいろいろな形で、いろいろな機会において、やはり自分の所属の裁判官の執務ぶりは注意いたして存じております。大体その程度であります。

○一松定吉君 私の希望するところは、つまりその監督の地位にあるとか、或いは上司とかいふ者が、自分の所長室や、長官室にもつて行政事務だけして言判だけ控しているといふやうなことがよくない。だからしてそういうやうな室から出て、そして自分は直接裁判の事務に携わつて部下の者に指示すとか、或いはうしろからその実

うにもお願いをし、大蔵省のほうにもお願いをしているわけでありませうけれども、なか／＼実現がでないわけでありませう。将来ともそういう面については私どももいたしません。でもできるだけ努力して、裁判官の待遇方法についてもよりよい待遇を実現するように努力いたしますので、ご意見を、議会においても一つよろしく御援助をお願いしたいと思います。

○松定吉君 その執務の点について、長官や所長が直接裁判をやるといふこと……

○説明員(鈴木忠一君) 今申し落しました、裁判官会議が司法行政の主体となつていくという建前上、その総括者たる長官、所長に司法行政事務が集中するといふ面が法制上あることは、これは否定できないわけでございます。それならこの司法行政事務をすべて長官、所長又は他の裁判官から除いて、これを一般の事務官の任務としてさせる、そうして全部の裁判官は裁判事務にのみ専念をするということ、これは確かに理想の形でありまして、私どももその理想にできるだけ早く近付きたいと努力しておりますけれども、これは一方においてやはり司法行政事務を全部引受けること、裁判官以外の職員の素質というふうなことも無視することができませんので、そういう裁判所内部の職員の質というふうなことも睨み合せつつ、徐々にその理想に近付いて行かなければならぬというふうな現状でございますけれども、これはなお我々としてもできる限り工夫をして、その理想形にできるだけ早く到達するように努力いたしております。

○委員長(藤田一君) 本案については更に質疑を続行することにいたしました。今日はこの程度にいたします。

○委員長(藤田一君) 次に、人権擁護委員法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案については、前回提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより直ちに質疑に入りたく存じます。本案については更に質疑を続行いたします。

○委員長(藤田一君) 次に、司法試験法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案につきましても、前回の委員会において提案理由の説明を聴取しておりますので、質疑に入りたく存じます。質疑のおありのかたの御発言を願います。

○委員長(藤田一君) 次に、航空機抵当法案を議題に供します。

本法につきましては、前回提案理由及び内容説明を聴取いたしましたのでありますが、今日は更に我が国の民間航空の現況につきまして政府より説明を聴取したいと存じます。栗沢航空局長、部長長。

○政府委員(栗沢一男君) お手許にお配りしました民間航空の現状と申し上げますプリントによつて御説明申し上げます。

御承知のように、日本の民間航空は今次戦争の終結いたしましたから、連合軍によりまして一切禁止を受けました。航空機を生産してもいけない、飛ばしてもいけない、研究してもいけません。

い、所有してもいけないというふうな、非常にきつい制限を受けました。航空活動というものは一切禁止されたわけでございます。その後御承知の通り平和条約の発効と同時にその制限が解除せられてきて、只今は一切の制限が撤廃されております。従いまして、航空活動は完全に自由であるという現状になつております。併しながら、この禁止制限を受けた期間がすでに七年になん／＼としておりまして、この空白時代に各諸外国は非常な進歩発達をいたしております。従いまして、我が国といたしましては、この遅れを戻すために非常な努力をしなければならぬ。世界各國に伍して行けないというふうな実情でございます。

例えば、この二頁にも書いてございませうに、すでに世界各國から現在日本に乗り入れております民間航空の定期運送事業者が十一社ございませう。英、米の先進国は勿論、オランダ、豫州、更には極東のフィリピン、タイ、台湾の中國等からさえ、すでに週何回という定期航空が乗り入れておられる現状でございます。御承知のように、最近日本でも成るべく速かにこの国際航空界に乗り出したいというところで準備を進めておりまして、本国会にも航空会社の法案を提出いたしております。それに対しては政府から十億の出資をいたして、民間の現在十億の予算を持つております日本航空会社の営業を全部これに出資せしめて、約二十億の新社で国際線を始めたい、大体現在の予定ではこの十一月に第一番機を飛ばしたいというふうな予定で、只今法案を提出し、会社の準備を進めております。

現在日本にございませう定期航空運送事業者といたしましては、御承知のように日本航空一社でございます。これは極く最近まではアメリカのノースウエストという会社の飛行機をチャーターいたしました。探検士もアメリカ人を乗せまして、毎日運航しておつたわけでございます。昨年来この飛行機を日航は自分で買入れまして、遺憾ながらまだ探検士は日本人にはできませんけれども、現在探検士につきましても日本人を養成中でございます。成るべく速かにパイロットも日本人を使うといふことで努力を続けております。現在の線は、日航の線といたしましては、御承知のように、南は九州福岡、北は札幌まで、毎日二往復運航いたしております。幸にいたしまして、最近の営業成績は非常に良好でございます。今まで伝えられておりましたような状態を逐次改善いたしまして、現在の状況が進めば、国内線を行なつておられる限りでは、だん／＼黒字ができるような状態になるのではないかと存じます。最近には欠航も殆んどございませう。九八%、九%という運行率を挙げております。この資料には今までの損失が一億二千万円ということになっております。営業状態は、只今申し上げますように、逐次改善されております。なお、ここに書いてございませうに、諸税その他を適当に減免いたしまして或る程度の補助政策をとるならば、十分成り立ち得るのではないかと存じます。現在の現況に至つては、次いで日本航空以外の会社でございませうが、昨年施行せられた航空法に

よりますと、定期航空運送事業以外に、不定期事業、或いはそのほかの宣伝航空、或いは魚群探見、写真測量等の使用事業と申すのがございまして、不定期といたしましては現在日航を含めて四社、それから使用事業等はここに十五社と書いてございませうが、現在では十六社免許を受けて、それぞれ宣伝飛行その他の事業に従事いたしております。

次に飛行場の現状でございますが、この八頁にも書いてございませうが、我が国には約九十余りのいわゆる飛行場といふものがございます。そのうち五十余の飛行場は御承知のように米軍の管理下に現在ございまして、民間飛行場としましては極くまだ数が限定されております。勿論米軍の管理しております飛行場も、例えば板付、札幌、或いは大阪のように、それ／＼共同使用にはなつてございませうが、なお今後ここに書いてございませうに、現在の幹線以外の地方ローカル線を実施するといひますと、まだ／＼地方主要都市の近所の飛行場といふものは十分ございませうが、これらの整備を今十分いたして行かなければならぬという実情でございます。

次に、飛行場以外に現在の少くとも定期航空運送といふふうなものを実施いたしましたためには、航空無線標識或いは航空燈台その他の航空保安施設といふものが絶対必要な条件になつております。これも遺憾ながら現在アメリカの空軍が使用いたしております飛行場以外の飛行場では未だ十分でございませう。今後やはりそれらの整備を相当いたしませんと、いわゆる民間ローカル線といつたようなものはなか／＼

発達しないというふうな状況でございます。特に航空保安施設の中でいわゆる航空交通管制というのがございます。これは多少御説明を要するかと思ひますが、相当航空事業の発達しておりますが、相当日本におきましても、戦前には殆んど行われておらなかったものでございまして、これは簡単に申し上げますと、現在航空機が空を飛びますのに最も適当な航空路というものを指定してございまして、幅約十マイル程度の空間でございますが、これを例えば東京、大阪間であれば箱山へ出まして、大島の上空を通つて、焼津の上空を通つて伊丹飛行場のほうへ入るといふふうな航空路を指定してございます。その航空路の要所々々にそれがラジオ・ビーコン或いは航空燈台といつたような、必要な保安施設を完備いたしました。そのビーコンなり燈台なりを頼りに飛行機が飛べば、曇天の日でも或いは夜でも安全に飛べるといふような施設がいたしてございます。併し一方そういう航空路を指定いたしますために、航空機は上りも下りも全部その航空路を、殆んどその航空路を飛ぶという状況でございます。これが雲の中を飛ぶ、或いは夜飛びますときには衝突を防止し、その他の危険を防止する必要があるでございます。そのために現在日本全国の空を大体二分いたしました。東のほうは東京の近所の入間川という所にございまして、西のほうは福岡の板付に航空交通管制局というものを作りまして、日本全国の空を飛んでおる飛行機は全部その管制局でその所在をキャッチいたしましたして航空交通の安全を図つております。なお各飛行場につきましては主要飛行場に全部航空管制塔がございまして、飛行場に入ります場合の待機或いは滑走路の発着その他につきまして全部一機々々管制官の指導によつて航空機が行動する、こういう建前になつております。従いましてその航空交通管制官を、今までなかつたものを、新しく日本にいたしましたは養成し、これを配置しなければならぬという問題がございまして、只今全部米軍の要員がやつております。それをできるだけ早くこちらへ移管を受けましたら、只今交通管制官の養成を行なつております。この養成ができて、米軍としても、アメリカの空軍機を日本の管制官の管制によつて動かしても差支えないという認定を得ました時は、全部日本側にこれを移管されるという申合せになつております。

次にパイロットその他の乗組員の現状でございます。これは御承知のように戦争まではいわゆるパイロットというものも相当ございましたが、只今申上げましたような交通管制、或いは今までのように殆んど飛行機というものは勘で飛ぶというふうなものでなく、すべてリーダーその他計器によつて或いはラジオ・ビーコン等の助けによつて飛んでおります現在の状況では、曾てのパイロットも相当の或いは再訓練を受けなければ、そのまま旅客機その他に使えないのであります。現在それらの再訓練に努めております。なお一部の定期航空用の操縦士は、アメリカにも派遣いたしました。それらも養成している状況でございます。今年度予算に約五千万円の養成補助費を提出いたしております。次に現在の登録航空機の現状でございます。航空法によりまして登録を

受けました飛行機は、六月二十四日現在で百二十九機に上つております。資料では少し古いので少ない数になつておりますが、現在は百二十九機でございまして、そのうちで単発の飛行機が四十八機、双発の飛行機が九機、四発が七機、回転航空機、これはヘリコプター、であります。十一機、グライダーは五十四機、合計百二十九機が現在の数でございます。なお御承知のように、飛行機というものには国際航空に乗出しまして殆んど初めてその有効性が出るわけでございます。現在の状況では国際民間航空条約というものがございまして、これによつて殆んど世界主要国全部条約加入国になつております。只今その条約の常設機関であります「国際民間航空機関」とその十七ページに書いてございまして、その総会がイギリスで開かれております。その総会で我が国は加入を認められる予定になつております。なおこの条約に加入いたしました。更に具体的に例えればアメリカへ乗入れる、或いはイギリスへ乗入れるという場合には、アメリカ或いはイギリスと航空協定というものを結びまして、それによつて事業者を指定して、相互に許可し合うという建前になつております。現在我が国が航空協定の調印をいたしましたのは、ここにも書いてございまして、イギリス、アメリカ、オランダ、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、なお最近タイ国とも調印ができました。いずれも航空協定は今国会に御承認得るべく提出いたしております。なお引続きましてフランス、ヴェトナム或いはベルギー、カナダ、その他フィリピン或いは中印、イ

ンドその他ともそれら、双務協定を締結すべく目下交渉を進めております。なおその資料の最後には日本以外の航空事業のことも書いてございまして、いずれも御承知のように、初期におきましては相当程度政府の助成をいたした。例えば資本金も五〇%を超えていた。或いは百パーセントの政府出資をいたしている。或いは毎年相当の補助金を交付いたしまして、その事業の補助をいたしております。或いは補助の方法をいたしまして、航空郵便の運送料を、例えばアメリカにおきましては最低は四十セントという一トンマイル当りの補助金、最高は七ドルを超える運送料を出しております。これは明らかにその差額は航空補助金であるということになると思ふのであります。これはアメリカの実例でございます。そういうふうな補助政策をとつて、それら民間航空事業の振興に努めております。我が国にいたしましては、今後立遅れた日本国際航空事業の振興のために努めたいと存じている次第であります。甚だ簡単でございますが、現状の説明をいたしました。

○委員長(藤村一君) 本案に対する質疑は次回より行うことにいたしました。次に刑法等の一部を改正する法律案を議題に供します。本案の内容について政府より御説明願います。斎藤保護局長。○政府委員(斎藤三郎君) 刑法等の一部を改正する法律案の概要について御説明を申し上げます。第一条は、刑法の一部を改正するもの、第二条は、それに関連する手続を改めるために刑事訴訟法を改正することになつております。第三条は、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案、第四条は更生緊急保護法の一部を改正する法律案、こういうことになつております。第一条の刑法二十五条の改正の要旨は、刑法の第二十五条は執行猶予の要件を規定いたしておるわけでございまして、現行法におきましては、前に禁錮以上の刑に処せられていないこと、更に或いは禁錮以上の刑に処せられておる場合には、刑の執行を終り、或いは免除を得てから七年間事故がないといふこと、このいずれかでないならば、執行猶予の言渡ができませんことに相成つております。この点を改正いたす第一点といたしまして、前に禁錮以上の刑に処せられて七年以内とありますのを五年と改め、その期間を短縮いたしましたのでございます。この五年につきましては、現行法の累犯に関する刑法第五十六条及び罰金の前科抹消に関する刑法第三十四条ノ二において、いずれも五年と規定いたしております。或いは統計上五年以上経過して再犯を犯す例が少い等を考慮いたしまして五年といたした次第でございます。次に、執行猶予の条件の緩和の第二点といたしまして、現行法におきましては、執行猶予中の者は執行猶予の欠格者と相成つておるのであります。これを改めまして、執行猶予中のものに対して禁錮以上の刑の言渡があつた場合においても、一年以下の懲役又は禁錮の言渡で、情状特に憫恕すべきものがあるときは執行猶予が可能である、こういうふうな改めようとするものでございます。但し、第二十五条ノ

二により、二度目の執行猶予に処せられるという場合には、必要に保護観察に付せられますので、その保護観察中に更に罪を犯した、こういう場合には重ねて執行猶予はできない、こういうふうなことをいいたしてあるわけでございます。

次に、この但書に「第二十五条ノ二」ということを特に引用しておりますのは、現行法におきまして保護観察に付せられる場合には、執行猶予以外の場合でもあるのでございます。現行法によりますと、家庭裁判所から保護観察に廻されるもの、或いは仮出獄中は保護観察に付せられることに相成っております。或いは仮退院中保護観察に付せられることになっております。

これらの他の種類の事由により保護観察に付されておられる場合は、その期間内において犯した罪についてはこの制約を受けない。従つて仮退院中に保護観察を受けながら犯罪を犯したという場合には、やはり執行猶予は可能である、こういうふうなことをいいたすために、特に但書におきまして「第二十五条ノ二」を引用いたしてある次第でございます。

次に「第二十五条ノ二」は、執行猶予者に対して保護観察をすることを規定いたしておるのでございまして、この内容は、第一回目の執行猶予の場合には、裁判所の認定によつて、裁判所が事案を審査いたしまして、必要ありとする場合において初めて付け得る、こういうことになつたのでございませう。後段におきましては、前条第二項、即ち執行猶予中に重ねて一年以下の懲役又は禁錮の言渡を受け、そして執行猶予に付されるという場合には、

必ず保護観察を付ける、こういうふうなことをいいたしてございまして、第二項の「保護観察ニ付テハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」とありますのは、現行法におきましては、犯罪者予防更生法によりまして保護観察の内容手続等を規定いたしております。それを一部改正いたしまして、この執行猶予中の保護観察を規定いたしますことをここに明らかにされておるのでございませう。

次に、第二十六条でございます。現行法の第二十六条は第一項におきまして必要の取消、必ず取消をしなければならぬ場合を規定し、第二項においては裁量によつて取消をなし得るといふ場合を規定いたしております。これをこの改正案におきましては第二十六条を必要の取消の場合に限りまして、新たに第二十六条ノ二を設けまして、裁量的取消の場合を規定いたしてございませう。その概要は一、二とも同様でございますが、執行猶予の期間内に罪を犯した者でありまして、この改正案によりますと執行猶予が取消をしない。その実刑の場合においては必要の取消すといふふうに執行猶予制度の緩和に依りまして必要の取消の場合を改正いたしたのでございませう。

第二十六条ノ二は、只今申上げましたように裁量的な場合でございます。第一号の罰金の場合には現行法と同様でございます。第二号は、新たに入つたものでございませう。執行猶予中裁判所の言渡によりまして保護観察に付された者が遵守しなければならぬ事項を遵守しないと裁量的取消事項として掲げたのでございませう。この遵守すべき事項といふのは、犯罪者予防更生法によりまして保護観察中の者が必ず守らなければならない事項を四項目掲げてございませう。それを指しているのでございます。その内容は、第一号からいまして、「一定の住居に居住し、正業に従事すること。」「第二号といたしましては、「善行を保持すること。」「第三といたしまして、「犯罪性のある者又は素行不良の者と交際しないこと。」「第四といたしまして、「住居を転じ、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察を行う者の許可を求めること。」「この四項目を遵守すべき事項といたしてございませう。この遵守すべき事項を遵守しないといふ場合には、取消しをし得るといたしてございませう。実際におきましては遵守すべき事項を遵守せず再犯の虞れが多分にあるといふ場合に初めて執行猶予の取消といふことが行われ得るものと考へてございませう。

第二十六条ノ三は今回の改正によりまして執行猶予中重ねて執行猶予の言渡を受けるといふことがあるわけでございます。この場合に一つの罪については執行を受け、一つの罪については執行猶予中である。即ち刑の執行中に執行猶予期間が同時に進行するといふことは、制度上その本旨に合わないものと考へられますので、一つの執行猶予について取消のあつた場合には他の執行猶予についても同時に取消をしなければならぬ、こういうことになつたのでございませう。実際問題といたしまして一例を挙げますれば、一つの執行猶予の判決を受けておつて重ねて罪を犯して、そうしてそれが一年以下

の言渡を受け、而も情状が酌量されまして重ねて執行猶予に相成り、而もこの法律の第二十五条ノ二の規定によりまして保護観察に付せられたその場合に、その保護観察期間中に遵守事項に違反し、而も重大なる遵守事項違反であつたというために取消すといふことがございませう。その場合には第二の執行猶予についてのみ取消ができる、そうして第一のものについては取消ができない、第二十六条の三がございませうと取消ができない、こういうことに相成りまして、制度の趣旨から言つておかしといふふうに考へられますので、第二十六条の三をこういうふうなことに置いたのでございませう。

二十九条の改正は、これは仮出獄の取消事由でございます。現行法は仮出獄の取消事由の四といたしまして、仮出獄取縮規則に違背したとき、こういう趣旨にございませう。御承知のように改正案におきまして、第二十六条の二の第二項が同一の事項を指しているのでございます。即ち二十九条の二の第四号の仮出獄取縮規則というふうな申しておりますのは、現行法の犯罪者予防更生法の遵守事項を守らなければならぬといふのが仮出獄取縮規則である、こういうふうになつてございませう。これと同じ刑法の第二十六条の二におきましては遵守すべき事項を遵守しない、こういうふうにはつきりと表現いたしましたので、同じ刑法の中で同じ事柄を別に表現するといふことは甚だ体裁がおかしいので、この二十六条の二の第二号と項目を合せまして二十九条の第一項の四号をかように改めたのでございませう。

次に第二條、刑事訴訟法の一部改正

について申し上げます。刑事訴訟法三百三十三條は判決の言渡しについての規定でございます。三百三十三條の第一項は、被告事件について犯罪の証明があつたときは判決で言渡しをしなければならぬ。第二項といたしましては刑の執行猶予は、言渡しと同時に判決で言渡しをしなければならぬといふのであります。その二項の後段に刑事訴訟法二十五條の二、第一項の規定により保護観察に付する場合も同様、こういうふうにして、執行猶予の判決で言渡しをする、又執行猶予に伴う保護観察も同じように判決でその言渡しをしなければならぬ、こういうふうな改めたのでございませう。

第三百四十九條の改正点は、現行の三百四十九條の第一項は執行猶予の取消の手續を規定いたし、檢察官が裁判所に請求をする、そうして第二項におきまして、檢察官の請求があつたときは裁判所が被告人又はその代理人の意見を聞いて決定をする、こういう規定に相成つております。その第二項を次の新設の第三百四十九條の二に譲りまして、新たに第三百四十九條の第二項といたしまして、保護観察中のものが遵守事項に違背をして取消すといふ場合には、檢察官から裁判所に請求をする建前でございますが、保護観察中のことでございますので、その檢察官の裁判所に対する執行猶予取消の請求は、保護観察所長の申出によつて檢察官が裁判所に請求するといふふうになつたわけでございます。結局保護観察中遵守事項に違背したかしないかということについて、最も責任を持ち最もよく内容を知つて居る者は、その保護観察の責任者でございます。保護観察所

の責任者でございます。保護観察所

の長でございますので、その保護観察所長の申出に基いて、検事が裁判所に遵守事項違背により執行猶予の取消をすることをいたしましたのでございます。

新設の第三百四十九条の二は、執行猶予取消の裁判所の決定の手續を規定いたしましたのでございます。第一項は現行法通りでありまして、通常の場合今度の遵守事項違背でない、遵守事項違背の理由以外の確定判決による執行猶予の取消の場合、在来からでございますが執行猶予の取消の場合には現在の三百四十九条第二項と同様に、裁判所は検察官の請求によつて本人又はその代理人の意見を聞いて決定をしなければならぬ。第二項以下におきましてその理由が遵守事項違背であるという場合には、特に慎重な手續を規定いたしました次第でございます。その趣旨は在来の執行猶予の取消は確定判決によつて取消をいたすのでございますから、内容等が非常にはつきりはいたしておりますが、遵守事項違背ということにつきましては、内容についていろいろな角度からいろいろな見方をなされ得ることになりますので、本人に不利益を与えることのないように慎重な手續を規定いたしましたのでございます。即ち第二項におきましては検察官の請求が刑法二十六条の二の第二号即ち遵守すべき事項を遵守しないという規定による執行猶予の取消を求めるときは、口頭弁論を経なければならぬ。第三項におきましては、口頭弁論を経る場合には、弁護人を委任することができ、更に第四項におきましては、口頭弁論の場合におきましては検察官は裁判所の許可を得て保護観察官に意見を述べさせることができる。保護観察について責任を持つ、保護観察をいたして来た保護観察官に当該事件についての意見を述べさせることができる、こういうふうにいいたしました次第でございます。末項は第一項の執行猶予の取消の決定に対しては、即時抗告を認められた次第でございます。

次に第三百五十条は、これは犯罪の併合罪の一部が大赦になつた場合に、残つた大赦にならなかつた分について分離決定をして新たに刑をきめてもらふ、この手續でございますが、これは前の条文三百四十九条の改正によりまして条項を整理したにとどまらず、内容は現行法と同一でございます。次に第三は、犯罪者予防止更生法の一部を改正するものでございまして、十三条は保護観察の対象として現行法十三条が四種類のものについて規定をいたしてあります。第一号が少年法による家庭裁判所の保護観察に付せられた者、第二号が少年院から仮退院中の者、第三号が仮出獄を許されている者、そして第四号が現行法におきましては十八歳未満で執行猶予の言渡しを受け執行猶予中の者、こういうふうになつておりますものを刑法の改正によりまして、十八歳以上の一般成人につきましても保護観察に付せられることに相成りましたので、刑法二十五条の二第一項の規定により保護観察に付せられたものと改正をいたした次第でございます。

次に、第四十一条の改正は、現行法は保護観察を受けている者について審理の必要がある場合には、保護観察所の保護観察の責任者が裁判官の発する引致状によりまして引致をすること

ができる、こういうふうに相成つております。そして現行法は地方委員会によりまして裁判所の執行猶予によりまして保護観察に付せられた者は保護観察所の長が保護観察の責任を負うことに相成りましたので、この引致の権限を地方委員会に加えまして保護観察所の長を加えた次第でございます。次に、第四十五条は留置の規定でございます。非常に条文が前後いたしましたので、大体の趣旨を御説明申し上げます。存じまはる。現在保護観察中に留置を許されている場合がございまして、これは仮出獄中のものが仮出獄の取消の必要を生じまして、その審理をする必要を生じまして、どうしても身柄をとめて置かなければならないという場合、或いは仮退院になつた少年がどうしても保護観察ではうまく行かない、このままに置かなければならない、このままに置かぬと、更に大きな犯罪を犯す虞れもあるというような場合におきまして、さういふ仮退院中のものについて少年院に戻し収容を家庭裁判所に申出でなければならぬという場合がございまして、これらの申請をしなければならぬ場合がございまして、これらの申請をしなければならぬ場合がございまして、これらの戻し収容、或いは仮出獄の取消のために審理を行う必要がある場合に留置をなし得ることに相成つております。今回執行猶予中の者につきましても保護観察をいたすことに相成り、而も執行猶予の取消の一つの理由といたしまして遵守事項の違背による取消事由を認めようとしたのでございます。現在執行猶予の取消は確定判決を受けた者についてのみ取消ができるということに相成つておりますので、現在ま

では執行猶予の取消は対象者が全部刑務所に現実に入つていないという場合に取消ということの問題が起つて参りましたので、身柄をとめるという必要はなかつたのでございまして、今回執行猶予の要件を緩和し、同時に執行猶予中必要なものについて保護観察を受ける、而も遵守事項違背によつて犯罪を犯す前に、取消をすることになりまはると、場合によりましては身柄を拘束しなければならぬ場合がございまして、この身柄の拘束の留置の規定に、この保護観察中検察官に保護観察所長が取消の申出をするという場合に、必要に応じて、やはり裁判官の発する引致状によつて引致のできる規定に改正いたそうとするものでございまして、その期間は従来仮退院の戻し収容、或いは仮出獄の取消の場合に、十日又は二十日というふうな期間が定められております。この十日と申しますのは、仮出獄の場合には十日でございます。これは委員会自身が仮出獄の取消権がございまして、十日といつたしておりますが、家庭裁判所の決定を待たなければならぬ仮退院の戻し収容につきましては二十日といたしております。これを大体において踏襲いたしましたので、さうして執行猶予中の者について遵守事項違背で取消をするという場合には、保護観察所におきまして十日、さうして裁判所において十日、最長二十日を原則といたし、現在の家庭裁判所が仮退院の少年についてやるのと同様にいたしております。但し第四項以下におきまして、口頭弁論を経なければならぬ。本人の請求があつた場合には口頭弁論を開かなければならぬことにはいたしましたので、

若干その間裁判所の決定に日数を要するものと想定されますので、更に十日、結局口頭弁論のない場合には現行法通り通じて二十日、併し口頭弁論の請求を本人がいたし、口頭弁論の手續をやるといふふうになつた場合には、更に裁判所は決定で十日間に限つて延長する、結局通じて三十日、こういうふうにいいたしましたのでございます。

更に第五項におきまして、先ほど御説明申上げました中にございまして、より執行猶予の取消の決定につきましても、即時抗告を認めましたので、本人から即時抗告があつた場合には、抗告裁判所の決定があつて、さうして確定するまでの留置することができ、さういふふうによりまして第五項をいたしたのでございます。但しその原決定が取消すという決定である場合においてのみ抗告裁判所の決定まで留置ができる。即ち換言すれば、原裁判所が検察官の請求に対して取消しないというふうな決定をいたし、更にそれに対して抗告するといふ場合には留置は継続できない、さういふふうにはいたしましたのでございます。

第六項は、かような留置の規定によつて現実に留置された日数は、執行猶予が取消される場合におきましても刑期に算入する、さういふ規定にいたしましたのでございます。

第四十六条の規定は、これは保護観察所の長が遵守事項違背で検察官に申出をする場合の手續規定でございます。次に、第四十条の更生緊急保護法の改正でございます。更生緊急保護法と申しますのは、刑事事件によつて身体

の拘束を受けた者が刑務所から出さ

るものとの間裁判所の決定に日数を要するものと想定されますので、更に十日、結局口頭弁論のない場合には現行法通り通じて二十日、併し口頭弁論の請求を本人がいたし、口頭弁論の手續をやるといふふうになつた場合には、更に裁判所は決定で十日間に限つて延長する、結局通じて三十日、さういふふうにいいたしましたのでございます。

更に第五項におきまして、先ほど御説明申上げました中にございまして、より執行猶予の取消の決定につきましても、即時抗告を認めましたので、本人から即時抗告があつた場合には、抗告裁判所の決定があつて、さうして確定するまでの留置することができ、さういふふうによりまして第五項をいたしたのでございます。但しその原決定が取消すという決定である場合においてのみ抗告裁判所の決定まで留置ができる。即ち換言すれば、原裁判所が検察官の請求に対して取消しないというふうな決定をいたし、更にそれに対して抗告するといふ場合には留置は継続できない、さういふふうにはいたしましたのでございます。

れたという場合、而もその場合が満期で出た、或いは執行猶予の判決を受けて出たという場合には、保護観察といふことはできませんので、本人の申出によつて本人に必要な保護を加えるという法律でございまして、結局満期で出たが、どうも行くところがないという場合に、本人の申出があれば、本人に対して国が本人の再犯ならしむるために保護をなし得る、こういう法律でございまして、この法律の第一条の第三号におきまして、現行法におきましては十八歳以上の執行猶予者は保護観察が付きませんので、この法律がなければ、国としては保護したくてもできない。それでその保護は本人の申出によつて保護ができるために、十八歳以上で執行猶予の言渡を受けた者について、本人の申出によつて保護がなし得る、こういう規定でございまして、これを改正いたしまして第三号を「懲役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け、保護観察に付されなかつた者」こういうふうにしたのでございまして、この趣旨は、保護観察に付された者は、保護観察の内容をいたしまして本人に指導と共に必要な保護を加えるということでございます。併しながら保護観察に付されなかつた者に対しては、国として保護を加えるわけに行きませんので、保護観察の付かなかつた者は本人の申出によつて保護をなし得る、こういうふうに変更しようとするものでございまして、

次に附則でございしますが、附則の第一項は、施行期日に関する規定でございまして、

第二項は、経過規定でございまして、現行法によりまゝと、執行猶予

第四部 法務委員会議録第五号

になつた場合には保護観察を付けない、十八歳以上の者については保護観察が付かないことに相成つておりまして、この法律によりまして初めて裁判所が任意的に、裁量的に、或いは必要的に保護観察を付けるのでございまして、このうちの任意の保護観察即ち第一回の保護観察につきましては、施行前の犯罪については適用しない。即ち保護観察が付けられることになりません。遵守事項違背という従来にない取消しの理由も附加されることになりまして、不利益というふうに見られ、保護観察は法律施行後の犯罪に限つて適用する。但し二度目の保護観察、即ち現行法では二度目の執行猶予は、執行猶予中の者については執行猶予をなし得ないものでございまして、二度目の保護観察は現行法ででき得ない有利な規定でございまして、この点については適用がされることにいたしました。但し併合罪の場合を除いたしたのでございまして、

次に、第三項も非常に細かい点でございしますが、この法律施行の際に、現行法の犯罪者予防更生法第三十三条第一項第四号の規定によりまして、保護観察に付されている、即ち十八歳未満で懲役又は禁錮につき執行猶予の刑の言渡を受けて、そうして保護観察に付せられておるといふ者につきましては、現行法通り保護観察は付け得られる。併しその保護観察中に犯罪を犯したという場合には、第二十五条の二の規定による保護観察ではございせんので、この附則第三項による保護観察でございまして、重ねて執行猶予をなし得る、こういうふうにしたので、

昭和二十八年六月三十日【参議院】

第四部 法務委員会議録第五号

本人に対して不利益な点は全然なく、本人に必要な指導と保護だけを在来通り加えよう、こういう趣旨でございまして、

以上がこの法案の逐条に互ひまして、概要を御説明申し上げた次第であります。

○委員長(郵詰一君) 本日はこの程度にいたし、次回より質疑に入りたく思います。

本日はこれを以て散会いたします。

午後三時十四分散会

六月二十六日日本委員会に左の事件を付託された。

一、判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

条に第一項及び第二項として次のように加える。

弁護士試験として一年六月以上の実務修習を終了した者については、その考試を経た時に裁判所構成法による判事又は検事たる資格を得たものとみなして、前条の規定を準用する。

2 裁判所構成法による司法官試験たる資格を有し、陸軍法務官、海軍法務官又は法務官たる陸軍の法務部将校、海軍の法務科士官、第一復員官、第二復員官、第一復員事務官若しくは第二復員事務官の在職年数が通算して三年以上になる者については、その三年に達した時に裁判所構成法による判事又は検事たる資格を得たものとみなして、前条の規定を準用する。

第三条中「又は関東州弁護士令(昭和十一年勅令第十六号)による弁護士(以下「外地弁護士」と称する。)」を「若しくは関東州弁護士令(昭和十一年勅令第十六号)による弁護士(以下「外地弁護士」という。)」又は満洲国の律師に、「外地弁護士」の在職を「外地弁護士若しくは満洲国の律師の在職」に、「外地弁護士及び弁護士」を「外地弁護士、満洲国の律師及び弁護士」に改める。

第三条の二中「又は電波監理委員会若しくは郵政省に置かれる審理官」を「郵政省の電波監理審議会に置かれる審理官、公正取引委員会に置かれる審理官、公正取引委員会の事務局に置かれる審判官たる総理事務官又は同事務局の審査部に勤務する総理事務官」に改める。

第五条第一項中「又は領事官」を「領事官、陸軍法務官、海軍法務官又は法務官たる陸軍の法務部将校、海軍の法務科士官、第一復員官、第二復員官、第一復員事務官若しくは第二復員事務官若しくは郵政省に置かれる審理官若しくは郵政省の電波監理審議会に置かれる審理官、公正取引委員会の事務局に置かれる審判官たる総理事務官又は同事務局の審査部に勤務する総理事務官」に改める。

第五条第一項中「又は領事官」を「領事官、陸軍法務官、海軍法務官又は法務官たる陸軍の法務部将校、海軍の法務科士官、第一復員官、第二復員官、第一復員事務官若しくは第二復員事務官若しくは郵政省に置かれる審理官若しくは郵政省の電波監理審議会に置かれる審理官、公正取引委員会の事務局に置かれる審判官たる総理事務官又は同事務局の審査部に勤務する総理事務官」に改める。

第五条第一項中「又は領事官」を「領事官、陸軍法務官、海軍法務官又は法務官たる陸軍の法務部将校、海軍の法務科士官、第一復員官、第二復員官、第一復員事務官若しくは第二復員事務官若しくは郵政省に置かれる審理官若しくは郵政省の電波監理審議会に置かれる審理官、公正取引委員会の事務局に置かれる審判官たる総理事務官又は同事務局の審査部に勤務する総理事務官」に改める。

第五条第一項中「又は領事官」を「領事官、陸軍法務官、海軍法務官又は法務官たる陸軍の法務部将校、海軍の法務科士官、第一復員官、第二復員官、第一復員事務官若しくは第二復員事務官若しくは郵政省に置かれる審理官若しくは郵政省の電波監理審議会に置かれる審理官、公正取引委員会の事務局に置かれる審判官たる総理事務官又は同事務局の審査部に勤務する総理事務官」に改める。

第五条第一項中「又は領事官」を「領事官、陸軍法務官、海軍法務官又は法務官たる陸軍の法務部将校、海軍の法務科士官、第一復員官、第二復員官、第一復員事務官若しくは第二復員事務官若しくは郵政省に置かれる審理官若しくは郵政省の電波監理審議会に置かれる審理官、公正取引委員会の事務局に置かれる審判官たる総理事務官又は同事務局の審査部に勤務する総理事務官」に改める。

官又は法務官たる陸軍の法務部将校、海軍の法務科士官、第一復員官、第二復員官、第一復員事務官若しくは第二復員事務官若しくは郵政省に置かれる審理官若しくは郵政省の電波監理審議会に置かれる審理官、公正取引委員会の事務局に置かれる審判官たる総理事務官、同事務局の審査部に勤務する総理事務官若しくは総理事務官」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

六月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、戦犯者の釈放に関する陳情(第一七七号)

第一七七号 昭和二十八年六月十八日受理

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者 福井県知事 小幡治和外 千五百四十二名

今回英皇陛下の戴冠の儀が行われた機会に民族融和の実現、世界平和の確立のため戦犯者を大赦の恩典に浴せしめるよう措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十八年七月十一日印刷

昭和二十八年七月十三日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局